函館市一時預かり事業運営費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は,児童福祉法(昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第７項の規定に基づき，保育所等を利用していない家庭における保護者の突発的な事情や社会参加，育児疲れによる保護者の心理的，身体的負担の軽減のため，家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児および幼児（以下「乳幼児」という。）について，保育所，幼稚園および認定こども園（以下「実施保育所等」）において一時的に預かる場合に，市が補助することにより，安心して子育てができる環境を整備し，もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（補助対象）

第２条　補助対象は，次の要件を満たし，かつ法第３４条の１２第１項による届出をあらかじめ市に提出した実施者とする。

(1) 一般型

ア　実施場所および対象児童

実施場所は，保育所，幼稚園および認定こども園のいずれかとし，対象児童は，主として保育所，幼稚園または認定こども園等に通っていない，または在籍していない乳幼児とする。

イ　設備基準および保育の内容

児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号。以下「規則」という。）第３６条の３５第１号イ，ニおよびホに定める設備および保育の内容に関する基準を遵守すること。

ウ　職員配置

規則第３６条の３５第１号ロおよびハの規定に基づき，乳幼児の年齢および人数に応じて,当該乳幼児の処遇を行う者(以下「保育従事者」という。）を配置し，そのうち保育士を２分の１以上とすること。当該保育従事者の数は，２人を下ることはできないこと。ただし，実施保育所等と一体的に事業を実施し，当該実施

保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には，保育士１人で処遇ができる乳幼児数の範囲において，専任の保育従事者を１人とすることができる。

また，年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た１日当たりの平均利用児童数が概ね３人以下の施設においては，「函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例」（平成２６年函館市条例第５３号）第２４条第２項に定める保育士と同等の研修を終了した者（以下「家庭的保育者」という。）を保育士とみなすことができる。

なお，保育士以外の保育従事者の配置は，市長が別に認める研修を修了した者とする。

(2) 幼稚園型

ア　実施場所および対象児童

実施場所は，幼稚園または認定こども園（以下「幼稚園等」という。）とし，対象児童は，主として幼稚園等に在籍する満３歳以上の幼児で，教育時間の前後または長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者とする。

イ　設備基準および教育・保育の内容

規則第３６条の３５第２号イ，ニおよびホに定める設備および教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。

ウ　職員配置

規則第３６条の３５第２号ロおよびハの規定に基づき，利用児童の年齢および人数に応じて，当該幼児の処遇を行う者（以下「教育・保育従事者」という。）を配置し，そのうち保育士または幼稚園教諭普通免許状所有者を３分の１以上とすること。当該教育・保育従事者の数は，２人を下ることはできないこと。ただし，幼稚園等と一体的に事業を実施し，当該幼稚園等の職員（保育士または幼稚園教諭免許状所有者に限る。）による支援を受けられる場合には，保育士または幼稚園教諭普通免許状所有者１人で処遇ができる幼児数の範囲内において，教育・保育従事者を保育士ま

たは幼稚園教諭普通免許状所有者１人とすることができる。

なお，保育士または幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は,(ｱ)に掲げる者または(ｲ)から(ｵ)までに掲げる者で市長が適切と認める者とする。なお，(ｲ)から(ｵ)までに掲げる者を配置する場合には，園内研修を定期的に実施することなどにより，預かり業務に従事するうえで必要な知識・技術等を十分に身につけさせることとする。

(ｱ) 市長が別に認める研修を修了した者

(ｲ) 小学校教諭普通免許状所有者

(ｳ) 養護教諭普通免許状所有者

(ｴ) 幼稚園教諭教職課程または保育士養成課程を履修中の学生で,幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者

(ｵ)幼稚園教諭,小学校教諭または養護教諭の普通免許を有していた者（教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第１０条第１項または第１１条第４項の規定により免許状が失効したものを除く。）

(3) 災害特例型

ア　実施場所および対象児童

実施場所は,保育所,幼稚園および認定こども園のいずれかとし,対象児童は，次の(ｱ)から(ｳ)のいずれかに該当するものとする。

(ｱ)　令和６年能登半島地震等（以下「地震等」という。）について災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された市町村（以下「被災市町村」という。）に居住する世帯に属する子ども・子育て支援法第２０条第４項に規定する支給認定子どもであって，地震等の影響により，在籍する同法第２７条第１項に規定する特定教育・保育施設，同法第２９条第３項第１号に規定する特定地域型保育事業所または特例保育施設（以下「特定教育・保育施設等」という。）とは別の特定教育・保育施設等を利用する乳幼児

(ｲ)　被災市町村に居住する世帯に属し,利用児童の保護者が復旧活動等を行うために，当該児童が在籍する幼稚園等において，教育時間の前後または長期休業日等に当該幼稚園等を利用する幼児

(ｳ)　被災市町村に居住する世帯に属し,地震等の影響による避難や保護者の復旧活動等により，保育所，幼稚園および認定こども園を利用する乳幼児のうち，(ｱ)および(ｲ)に該当しない乳幼児

イ　設備基準および保育の内容，職員の配置および研修

次の(ｱ)および(ｲ)に掲げる実施場所の区分に応じ,それぞれ(ｱ)および(ｲ)に定める基準に準じて行う。

ただし，被災児童の受け入れに当たってやむをえない場合は，児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば，必要な期間において，(1)および(2)において定める基準を満たしていなくても事業を実施することができるものとする。

(ｱ) 保育所および認定こども園において実施する場合

(1)イおよびウにおいて定める基準

(ｲ) 幼稚園において実施する場合

(2)イおよびウにおいて定める基準

（事故の報告）

第３条　実施保育所等の長は，一時預かり事業による保育中に事故が生じた場合は，速やかに市長に報告しなければならない。

（安全計画の策定）

第４条　実施保育所等の長は，児童福祉施設の設備および運営に関する基準第６条の３に準じ，安全計画の策定および必要な措置等を講じること等に努めなければならない。なお，幼稚園については，学校保健安全法第２７条により，上記の内容が義務づけられていることに留意するものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第５条　実施保育所等の長は，児童福祉施設の設備および運営に関する

基準第６条の４に準じ，児童の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合には，児童の自動車への乗降車の際に，点呼等の方法により児童の所在を確認しなければならない。なお，幼稚園については，学校保健安全法施行規則第２９条の２により，上記の内容が義務づけられていることに留意するものとする。

（業務継続計画の策定）

第６条　実施保育所等の長は，児童福祉施設の設備および運営に関する基準第９条の３に準じ，業務継続計画の策定および必要な措置を講じること等に努めなければならない。なお，幼稚園については学校保健安全法に基づき策定されている学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に業務継続に関する内容が含まれていると考えられるが，改めて優先する業務内容や非常時の組織体制等を確認することが望ましいことに留意するものとする。

（補助金）

第７条　補助金は,実施保育所等ごとに,次の各号に掲げる区分に応じ,予算の範囲内で交付する。

(1) 一般型

ア　基本分

年間延べ利用児童数（イ　特別支援児童分を除く。）により，別表に掲げる額

イ　特別支援児童（障がい児・多胎児）

児童１人あたり日額３，６００円

ウ　加算分

利用児童が次の(ｱ)から(ｴ)のいずれかに掲げる世帯に属する場合において，実施保育所等が，それぞれ(ｱ)から(ｴ)に定める額を上限として，一時預かり事業に係る利用料の減免をした場合における当該減免の額の年間合計額。

(ｱ)生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯

児童１人あたり日額１，８００円

(ｲ)当該年度分（４月１日から８月３１日までの間にあっては，前

年度分)の市町村民税が非課税の世帯((ｱ)に掲げる場合を除く。)
児童１人あたり日額１，８００円

(ｳ)地方税法の規定による市町村民税の同法第２９２条第１項第２号に掲げる所得割の額を合算した額が７７，１０１円未満である世帯（(ｱ)および(ｲ)に掲げる場合を除く。）
児童１人あたり日額１，８００円

(ｴ)要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童および要保護児童のいる世帯もしくはその他市が特に支援が必要と認めた世帯のうち，市がその児童および保護者の心身の状況および養育環境等を踏まえ，一時預かり事業の利用を促した者であって，一時預かり事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯（(ｱ)から(ｳ)に掲げる場合を除く。）
児童１人あたり日額１，５００円

(2) 幼稚園型（児童１人あたり日額）

ア　在籍園児分（エを除く）

(ｱ) 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）

a　年間延べ利用児童数２，０００人超の施設

①　平日　４００円

②　長期休業日（８時間未満）　４００円

③　長期休業日（８時間以上）　８００円

b　年間延べ利用児童数２，０００人以下の施設

①　平日

（１，６００，０００円÷年間延べ利用児童数）－４００円
（１０円未満切り捨て）

②　長期休業日（８時間未満）　４００円

③　長期休業日（８時間以上）　８００円

(ｲ) 休日分（土曜日，日曜日および国民の休日等の利用）
８００円

(ｳ) 長時間加算

a　(ｱ) a ①およびｂ①については４時間(または教育時間との

合計が８時間），(ｱ) ａ③，ｂ③および(ｲ)については８時間を超えた利用の場合

・超えた利用時間が２時間未満　　１５０円

・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　　３００円

・超えた利用時間が３時間以上　　４５０円

ｂ　(ｱ) ａ②およびｂ②については４時間を超えた利用の場合

・超えた利用時間が２時間未満　　１００円

・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　　２００円

・超えた利用時間が３時間以上　　３００円

イ　在籍園児以外の児童分　（エを除く）

(ｱ) 基本分（８時間以下の利用）　　８００円

(ｲ) 長時間加算（８時間を超えた利用）

・超えた利用時間が２時間未満　　１５０円

・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　　３００円

・超えた利用時間が３時間以上　　４５０円

ウ　特別な支援を要する児童分

以下のいずれかの要件を満たすと市が認める児童に適用する。

(ｱ) 教育時間内において特別な支援を要するとして，既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童

(ｲ) 特別児童扶養手当証書を所持する児童，身体障害者手帳，療育手帳または精神障害者福祉手帳を所持する児童，医師，巡回支援専門員等障がいに関する専門的知見を有する者による意見等により障がいを有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市が認める児童

児童１人あたり日額４，０００円

エ　幼稚園型については，公費支援の総額（１施設あたり年額）は，１０，２２３，０００円を上限額とする。なお，特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ウに係る基準額）を適用

したことにより，１０，２２３，０００円を超えた場合は，この限りではない。

(3) 災害特例型

ア　利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育･保育給付に応じて，子ども・子育て支援法第２７条第３項第１号，同法第２９条第３項第１号，同法第２８条第２項第２号もしくは第３号の内閣総理大臣が定める基準または同法第３０条第２項第２号，第３号もしくは第４号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額とする。なお，月途中で利用を開始，または利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては，公定価格の算定の例によること。（児童１人あたり月額）

イ　利用児童の保護者が復旧活動等を行うために，当該児童が在籍する幼稚園等において，教育時間の前後または長期休業日等に，本事業を利用する児童

児童１人当たり日額１，６００円

ウ　アおよびイ以外の児童

児童１人当たり日額４，６５０円

（事業実施の承認申請）

第８条　一時預かり事業を実施しようとする者は，事業実施前にあらかじめ，別記第１号様式「函館市一時預かり事業実施承認申請書」に次に掲げる書類を添えて市長に申請し，事業実施の承認を受けなければならない。

(1)一時預かり事業実施計画（実績）書（別記第２号様式）もしくは一時預かり事業（災害特例型）実施計画（実績）書（別記第５号様式）またはこれらの書類

(2)その他市長が必要と認める書類

（承認の通知）

第９条　市長は，前条の規定により申請があった場合において，その内

容審査および必要に応じて行う調査等により，実施事業を承認したときは，別記第３号様式「函館市一時預かり事業実施承認通知書」により，当該申請した者に通知するものとする。

（補助金の交付申請等）

第 10 条　補助金の交付を受けようとする者は，市長が別に指定する期間内に，市長に対し，申請書を提出しなければならない。

２　前項の申請は，申請書に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 一時預かり事業実施計画（実績）書（別記第２号様式）もしくは一時預かり事業（災害特例型）実施計画（実績）書（別記第５号様式）またはこれらの書類

(2) 事業実施承認通知書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

３　前項の補助金等交付申請書等を提出したことで，規則第１７条に規定する実績報告書の提出があったものとみなす。

（書類の整備）

第 11 条　補助金の交付を受けようとする者は，第２条に規定する要件に該当することを証するために必要な書類を整備しておかなければならない。

（仕入控除税額の報告等）

第 12 条　補助事業完了後に，消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額０円の場合も含む。）は，別記第４号様式の報告書により，速やかに市長に報告しなければならない。また，報告があった結果，補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には，当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

（補則）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか，補助金の交付の申請，決定等については，函館市補助金等交付規則（昭和６２年函館市規則第４３号）の定めるところによる。

附　則

この要綱は，平成１１年８月２日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１４年４月３日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２７年７月２３日から施行し，平成２７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２９年６月８日から施行し，平成２９年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。ただし，改正後の第２条，第７条，第８条，第１０条第２項および別記第５号様式の規定は，令和６年１月１日から適用する。

附　則

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

(ｱ) 保育従事者が全て保育士または１日あたりの平均利用児童数が概ね３人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合

年間延べ利用児童数	１か所あたり年額
３００人未満	２，８３３，０００円
３００人以上９００人未満	３，１０５，０００円
９００人以上１，５００人未満	３，３２１，０００円
１，５００人以上２，１００人未満	４，７９７，０００円
２，１００人以上２，７００人未満	６，２７３，０００円
２，７００人以上３，３００人未満	７，７４９，０００円
３，３００人以上３，９００人未満	９，２２５，０００円
３，９００人以上４，５００人未満	１０，７０１，０００円
４，５００人以上５，１００人未満	１２，１７７，０００円

(ｲ) (ｱ) 以外の場合

年間延べ利用児童数	１か所あたり年額
３００人未満	２，８３３，０００円
３００人以上９００人未満	２，９７９，０００円
９００人以上１，５００人未満	３，２００，０００円
１，５００人以上２，１００人未満	４，６２２，０００円
２，１００人以上２，７００人未満	６，０４４，０００円
２，７００人以上３，３００人未満	７，４６６，０００円
３，３００人以上３，９００人未満	８，８８８，０００円
３，９００人以上４，５００人未満	１０，３１０，０００円
４，５００人以上５，１００人未満	１１，７３２，０００円

別記第１号様式（第８条関係）

年　　月　　日

函館市長　　様

住所

申請者　団体名および

代表者氏名

函館市一時預かり事業実施承認申請書

　　年度において函館市一時預かり事業を実施したいので，函館市一時預かり事業運営費補助金交付要綱第８条の規定により，関係書類を添えて申請します。

別記第2号様式(第8条，第10条第2項関係)

年度　一時預かり事業実施計画(実績)書　　施設名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【一般型】

1　特別支援児童以外

(1) 年間延べ利用児童数および利用料加算分補助金額　　(単位:人，円)

世帯区分	利用料金	利用児童数													加算分	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	日額単価	補助金額
有料世帯	円															
	円															
	円															
	円															
生活保護世帯	円															
	円															
	円															
	円															
市町村民税非課税世帯	円															
	円															
	円															
	円															
市町村民税所得割合算額77,101円未満世帯	円															
	円															
	円															
	円															
要支援・要保護児童のいる世帯	円															
	円															
	円															
	円															
合計																

(2) 基本分補助金額

ア　年間延べ利用児童数

イ　補助金額　　(　　)

特別支援児童以外　補助金額
(1)+(2)合計

2　特別支援児童加算(障がい児)

(単位:人，円)

世帯区分	利用料金	利用児童数													加算分		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	利用料日額単価	障がい児日額単価	補助金額
有料世帯	円																
	円																
	円																
	円																
生活保護世帯	円																
	円																
	円																
	円																
市町村民税非課税世帯	円																
	円																
	円																
	円																
市町村民税所得割合算額77,101円未満世帯	円																
	円																
	円																
	円																
要支援・要保護児童のいる世帯	円																
	円																
	円																
	円																
合計																	

3　特別支援児童加算(多胎児)

(単位:人，円)

世帯区分	利用料金	利用児童数													加算分		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	利用料日額単価	多胎児日額単価	補助金額
有料世帯	円																
	円																
	円																
	円																
生活保護世帯	円																
	円																
	円																
	円																
市町村民税非課税世帯	円																
	円																
	円																
	円																
市町村民税所得割合算額77,101円未満世帯	円																
	円																
	円																
	円																
要支援・要保護児童のいる世帯	円																
	円																
	円																
	円																
合計																	

4　利用児童数

1+2+3合計

5　補助金額

1+2+3合計

別記第2号様式(第8条，第10条第2項関係)

年度　一時預かり事業実施計画(実績)書　　施設名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【幼稚園型】

1　年間延べ利用児童数

(単位:人)

補助区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
在籍園児	平日													
	長期休業日(8時間未満)													
	長期休業日(8時間以上)													
	休日													
在籍園児以外の児童														
特別な支援を要する児童														
合計														

2　補助金額

(1) 在籍園児分

(単位:人，円)

利用日	補助区分		年間延べ利用児童数	日額単価	補助金額
平日	基本分				
	長時間加算	2時間未満			
		2時間以上3時間未満			
		3時間以上			
長期休業日(8時間未満)	基本分				
	長時間加算	2時間未満			
		2時間以上3時間未満			
		3時間以上			
長期休業日(8時間以上)	基本分				
	長時間加算	2時間未満			
		2時間以上3時間未満			
		3時間以上			
休日	基本分				
	長時間加算	2時間未満			
		2時間以上3時間未満			
		3時間以上			
				合計	

※ 平日基本分日額単価

ア　年間延べ利用児童数

利用日	区分	年間延べ利用児童数
平日	市内	
	広域	
長期休業日	市内	
	広域	
合計		

イ　日額単価

(2) 在籍園児以外の児童分

(単位:人，円)

利用日	補助区分		年間延べ利用児童数	日額単価	補助金額
平日 長期休業日 休日	基本分				
	長時間加算	2時間未満			
		2時間以上3時間未満			
		3時間以上			
				合計	

(3) 特別な支援を要する児童分

(単位:人，円)

利用日	年間延べ利用児童数	日額単価	補助金額
平日，長期休業日，休日			

(4) (1)および(2)に係る補助金額

(1)＋(2)合計　　(1)＋(2)補助金額合計

(5) (1)～(3)に係る補助金額

(4)＋(3)合計

別記第３号様式（第９条関係）

年　　月　　日

様

函館市長

函館市一時預かり事業実施承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった函館市一時預かり事業については，内容審査の結果，下記のとおり承認したので，函館市一時預かり事業運営費補助金交付要綱第９条の規定により通知する。

記

１　承認年月日　　年　　月　　日

２　事業開始年月日　　年　　月　　日

別記第４号様式（第１２条関係）

年　　月　　日

函　館　市　長

補助事業者　法 人 名

代表者名

年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　　月　　日函　　指令交付決定を受けた　　年度函館市一時預かり事業運営費補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額については，次のとおり報告します。

１　施設の名称

２　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１５条の規定による確定額または事業実績報告による精算額

金　　円

３　消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（市補助金返還相当額）

金　　円

４　添付書類

（１）積算内訳報告書

（２）課税期間分の消費税および地方消費税の確定申告書（写し）

（３）課税売上割合，控除対象仕入税額等の計算書（写し）

別記第５号様式（第８条，第１０条第２項関係）

施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度　一時預かり事業（災害特例型）　実施計画（実績）書

ア　令和6年能登半島地震等について災害救助法が適用された市町村（以下，被災市町村）に居住する世帯に属する施設型給付認定を受けている子どもであり，地震等の影響により，在籍する保育所等とは別の保育所等を利用する乳幼児

（単位：人）

認定区分	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1号認定子ども利用延べ人数	満3歳													
	3歳													
	4歳													
	5歳													
2号認定子ども利用延べ人数	3歳													
	4歳													
	5歳													
3号認定子ども利用延べ人数	0歳													
	1歳													
	2歳													
合　計														

補助額	利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて，子ども・子育て支援法第27条第3項第1号，同法第29条第3項第1号，同法第28条第2項第2号もしくは第3号の内閣総理大臣が定める基準または同法第30条第2項第2号，第3号もしくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額（児童1人あたり月額）
	人　　円

イ　被災市町村に居住する世帯に属し，利用児童の保護者が復旧活動等を行うために，当該児童が在籍する幼稚園において，教育時間の前後または長期休業日等に本事業を利用する乳幼児

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用延べ人数													

補助額	1,600円（児童1人あたり日額）
	人　　円

ウ　被災市町村に居住する世帯に属し，地震等の影響による避難や保護者の復旧活動等により，保育所等を利用する乳幼児のうち，ア・イに該当しない乳幼児

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用延べ人数													

補助額	4,650円（児童1人あたり日額）
	人　　円

合計	延べ利用人数	補助額
	人	円